



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人権の擁護と男女共同参画社会の実現に向け、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策をさらに推進していくため、第3次基本計画を策定

2 計画の性格 配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づく法定計画

3 計画期間 平成26年度～平成30年度<5年間>

これまでの主な課題

● 配偶者からの暴力に関する認識

→暴力の種類、性別によって認識に差がある。(H22県民意識・実態調査)
 (特徴)○男性の方が全ての項目について女性より認識率が低い。
 ○身体的暴力に比べ、精神的暴力・性的暴力の認識が低い。

	どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合とそうでない場合とあると思う		暴力にあたるとは思わない	
	女性(n=815)	男性(n=624)	女性(n=815)	男性(n=624)	女性(n=815)	男性(n=624)
A 骨折、打ち身、切傷などのけがをさせる	85.3	82.7	11.5	12.7	0.7	0.3
B けがをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	77.8	74.4	18.9	19.4	0.9	1.3
C なぐるふりをして、脅す	64.3	55.4	28.1	34.8	4.3	5.0
D ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	64.7	52.7	30.1	36.5	1.7	5.9
E いやがっているのに性的な行為を強要する	73.5	63.5	21.0	27.9	2.1	3.5
F 避妊に協力しない	53.6	47.6	32.1	35.3	9.9	11.5
G 何をいっても長期間無視し続ける	52.4	44.1	35.1	39.6	8.6	11.7
H 交友関係や電話を細かく監視する	44.9	38.3	39.8	45.8	11.5	11.5
I 大声で怒鳴る、罵る	65.9	49.8	27.5	39.7	3.7	6.3

● 潜在的な被害の存在

- どこにも相談しなかった人 55.0% (H22県民意識・実態調査)
- 被害者に配慮した支援 (外国人・障害者・高齢者・男性)
 ※言語、慣習、虐待との関係から被害が潜在化しやすい。(資料:内閣府調査等)
 ①H24年度相談件数:外国人 13件、障害者 12件、高齢者(70歳以上) 10件
 ②男性の相談件数:5件(H15-H19) → 22件(H20-H24) (資料:女性相談所)

● 同伴する子どもへの支援

- 入所期間の長期化(被害者の入所期間にともない長期化) (資料:女性相談所)
 ※被害者の入所期間 7.9日(H15-H19) → 17.0日(H20-H24)
- 子どもへの心的ケア (H22県民意識・実態調査)
 →配偶者からの暴力の目撃 24.1%、子どもに対する暴力行為 19.4%

● 市町村の取組の推進

(資料:県民生活・男女参画課)
 →基本計画策定・・・2町(昭和町、西桂町)(H25.4現在)
 →配偶者暴力相談支援センター設置・・・0市町村
 ※H19.7月の法改正により、上記については市町村の努力義務とされている。

配偶者からの暴力の現状

<国の法改正>

平成25年6月の配偶者暴力防止法の改正により、「生活の本拠を共にする交際」についても法律が準用

<山梨県の現状>

1 相談件数の増加

- ①配偶者暴力相談支援センター・・・平成20年度 800件 → 平成24年度 1,246件 (※全国的にも相談件数は増加傾向)
- ②県警察本部・・・平成20年 113件 → 平成24年 190件 (" ")

2 一時保護

- ①件数・・・平成20年度 35件 → 平成24年度 18件 (※平成21年度以降はほぼ横ばいの件数で推移)
- ②子どもを同伴する人の割合・・・平成24年度 約66.6%(12人/18人)

<背景>

- ◆交際相手からの暴力の社会的問題化
- ◆被害者や親族が被害にあう痛ましい事件の発生

第3次基本計画の特徴

①第3次基本計画における強化項目(課題への対応)

1 配偶者からの暴力への理解促進

県民への普及啓発や若年層への教育・啓発を、引き続き重点目標(計画期間中に重点的に取り組むべき目標)に位置付け、それぞれに取組の一層の充実を図ることとします。
 特に、若年層への教育・啓発においては、周囲の教職員や保護者等まで範囲を拡大して取り組むこととします。

2 被害者の状況に配慮した支援体制の整備

潜在的な被害をなくすためには、一層の相談窓口の周知を図る一方、外国人や障害のある人、高齢者など、言葉や環境等から相談機関の情報が届きにくく、被害が潜在化しやすい状況にある人々への配慮が必要です。
 このため、これらの人々への配慮を重点目標に位置付け、相談しやすい体制の整備に取り組むこととします。またあわせて、男性が相談しやすい体制の整備にも取り組むこととします。

3 一時保護における支援の充実

被害者、その同伴者の一時保護の充実を重点目標に位置付け、同伴する子どもの心的ケア、学習機会の提供等について、児童相談所等関係機関と連携しながら、取り組むこととします。

4 市町村への支援の推進

地域に根ざしたきめ細かな支援を行っていくため、市町村における支援体制の強化を重点目標に位置付け、基本計画策定や相談支援センター設置に向けた働きかけを行うとともに、情報交換、研修会等により市町村相談窓口の充実に向けた支援を推進していきます。

③数値目標の設定

3次計画を着実に推進していくため、次のとおり新たに数値目標を設定。

- 夫婦間の暴力についての認識率(ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ人の割合)
79.0%(H22) → 100%(H30)
- 「DV」という言葉の認知度
80.6%(H22) → 100%(H30)
- 配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(配偶者暴力相談支援センターの周知度)
42.1%(H22) → 70%(H30)
- 基本計画策定市町村数
2市町村(H24) → 9市町村(H30)

②計画の内容

<基本理念>
 ◆個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会
 ◆配偶者からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
 ◆配偶者からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

基本目標

Ⅲ 自立支援の充実

Ⅳ 職務関係者による適切な配慮

Ⅴ 施策推進のための連携体制の強化

重点目標

基本目標	重点目標	施策の方向
8 被害者への総合的な支援	9 就業支援の実施	◆福祉制度を活用した支援の実施 ◆その他被害者への適切な情報提供・支援
10 住宅確保に係る支援の充実	10 住宅確保に係る支援の充実	◆就業に向けた情報提供・助言 ◆就業支援機関の活用
11 子どもに対する支援の実施	11 子どもに対する支援の実施	◆住宅への入居支援 ◆子どもへの支援の実施 ◆子どもが安心して生活できる環境整備
12 被害者への配慮	12 被害者への配慮	◆被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底
13 職務関係者の資質向上のための取組の実施	13 職務関係者の資質向上のための取組の実施	◆職務関係者の資質向上
14 関係機関との連携強化	14 関係機関との連携強化	◆関係機関連絡協議会等の開催 ◆被害者支援のためのネットワークの強化
15 市町村における支援体制の強化	15 市町村における支援体制の強化	◆市町村への支援の推進
16 民間団体等との連携と協働	16 民間団体等との連携と協働	◆民間団体等との連携の促進 ◆民間団体等と連携した人材の育成
17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	◆苦情の適切かつ迅速な処理
18 調査研究の推進	18 調査研究の推進	◆被害者保護に関する調査 ◆加害者更正に向けた調査研究

基本目標

重点目標

施策の方向

I 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	1 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施	◆配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進	1
	2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実	◆早期発見に向けた体制づくり ◆通報への適切な対応	
	3 未然防止対策としての若年層への教育・啓発	◆暴力の未然防止に向けた理解の促進 ◆学校における教育等の実施	1
II 相談・保護体制の充実	4 安心して相談できる環境の整備	◆相談につなげる体制整備 ◆配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ◆婦人相談員等による適切な支援 ◆警察における支援 ◆地域における相談体制の充実	2
	5 外国人・障害者・高齢者への配慮	◆外国人・障害者・高齢者への対応の充実	2
	6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	◆緊急時における安全の確保 ◆一時保護体制の充実	3
	7 保護命令に対する適切な支援と対応	◆保護命令制度への対応	

- 1 計画の推進体制 ... 基本計画は、県関係部局、市町村、民間団体、関係機関が連携して総合的に推進。
- 2 計画の進行管理 ... 実施状況の把握、男女共同参画審議会等への報告(毎年度)を行うとともに、数値目標を設定し計画の着実な推進を図る。